一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　礼文空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　礼文空港内　北海道礼文郡礼文町
四　予定する休止の開始期日及び期間
イ　開始期日　平成二十七年四月一日
ロ　期間　平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの六年間

**○国土交通省告示第二百十二号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表東北ＶＯＲの項中「７時30分から21時30分まで」を「24時間」に改め、同表武蔵ＶＯＲの項中「21時30分」を「22時30分」に改め、同表清水ＶＯＲの項中「平成26年11月13日から平成27年２月４日まで供用休止」を「平成27年２月５日から供用再開」に改める。

第二項の表清水タカンの項中「平成26年11月13日から平成27年２月４日まで供用休止」を「平成27年２月５日から供用再開」に改める。

第三項の表東京３４ＲＩＬＳの項中

| | | |
|---|---|---|
| グライドスロープ | 329.304<br>329.296 | 2<br>0.2 |
| ＤＭＥ | 987 | 100 |

を

| | | |
|---|---|---|
| グライドスロープ | 329.304<br>329.296 | 2<br>0.2 |
| インナーマーカー | 75 | 1 |
| ＤＭＥ | 987 | 100 |

に、「カテゴリーＩ」を「カテゴリーＩＩ」に改め、同表大分ＩＬＳの項中「大分空港及びその周辺」を「大分空港内」に、「21時30分」を「22時30分」に改める。

第四項の表東北ＤＭＥの項中「ＭＷＥ」を「ＭＷＤ」に、「東北ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改め、同表信貴ＤＭＥの項、豊田ＤＭＥの項及び三宅島ＤＭＥの項を削り、同表宇部ＤＭＥの項中「７時30分から21時30分まで」を「24時間」に改め、同表武蔵ＤＭＥの項中「21時30分」を「22時30分」に改め、同表足摺ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。ただし、第一項の表清水ＶＯＲの項の改正規定、同表足摺ＶＯＲの項を削る改正規定、第二項の表清水タカンの項の改正規定及び第四項の表足摺ＤＭＥの項を削る改正規定は公布の日から、第一項の表武蔵ＶＯＲの項、第三項の表大分ＩＬＳの項及び第四項の表武蔵ＤＭＥの項の改正規定は同年三月二十九日から、第三項の表東京３４ＲＩＬＳの項の改正規定は同年四月二日から施行する。

**○国土交通省告示第二百十三号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表Ｖ11の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。

**○国土交通省告示第二百十四号**

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一表東北ＶＯＲの項及びサンボの項を削る。

第二表東北ＶＯＲの項及びサンボの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。

**○国土交通省告示第二百十五号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

表函館進入管制区の項１ロ中「東北ＶＯＲ（Ｎ40°49′Ｅ141°09′）」を「Ｎ40°48′32″Ｅ141°09′27″の地点から」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。

**○国土交通省告示第二百十六号**

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一大分空港の項中「21時30分」を「22時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月二十九日から施行する。

**○国土交通省告示第二百十七号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

表大分管制圏の項中「21時30分」を「22時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月二十九日から施行する。

**○国土交通省告示第二百十八号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十五条の三の規定に基づき、民間訓練試験空域を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

表ＨＫ２―２―40の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| ＨＫ２―２ | Ｎ43°35′43″Ｅ143°08′47″の地点とＮ43°33′53″Ｅ143°38′10″の地点とを結ぶ直線並びに女満別ＶＯＲ（Ｎ43°53′Ｅ144°10′）を中心とし、半径5kmで、Ｎ43°33′53″Ｅ143°38′10″の地点とＮ43°23′55″Ｅ144°00′19″の地点とを結ぶ劣弧、Ｎ43°23′55″Ｅ144°00′19″の地点とＮ43°22′18″Ｅ144°00′34″の地点とを結ぶ直線、釧路ＶＯＲ（Ｎ43°02′Ｅ144°12′）を中心とし、半径39.6kmで、Ｎ43°22′18″Ｅ144°00′34″の地点とＮ43°11′13″Ｅ143°44′57″の地点とを結ぶ劣弧、Ｎ43°11′13″Ｅ143°44′57″の地点とＮ43°07′28″Ｅ143°36′38″の地点、Ｎ43°10′12″Ｅ143°11′15″の地点及びＮ43°35′43″Ｅ143°08′47″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度600m以上1,850m以下のもの（Ｎ43°15′04″Ｅ143°17′53″の地点を中心とする半径９kmの円内の区域の直上空域で高度1,200m以下のものを除く。） |